

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成23年6月30日(2011.6.30)

【公表番号】特表2011-505811(P2011-505811A)

【公表日】平成23年3月3日(2011.3.3)

【年通号数】公開・登録公報2011-009

【出願番号】特願2010-537314(P2010-537314)

【国際特許分類】

C 1 2 N	15/09	(2006.01)
C 0 7 K	14/19	(2006.01)
C 1 2 N	1/15	(2006.01)
C 1 2 N	1/19	(2006.01)
C 1 2 N	1/21	(2006.01)
C 1 2 N	5/10	(2006.01)
C 1 2 P	21/02	(2006.01)
G 0 1 N	33/53	(2006.01)

【F I】

C 1 2 N	15/00	A
C 0 7 K	14/19	Z N A
C 1 2 N	1/15	
C 1 2 N	1/19	
C 1 2 N	1/21	
C 1 2 N	5/00	1 0 1
C 1 2 P	21/02	C
G 0 1 N	33/53	N

【手続補正書】

【提出日】平成23年5月11日(2011.5.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

アミノ酸201-432を含み、天然風疹E1抗原のアミノ酸143-164および454-481に対応する配列を欠き、2つのジスルフィド架橋を含有する風疹E1抗原であって、

1つのジスルフィド架橋はCys 225およびCys 235(C13-C14)の間で形成されており、もう1つのジスルフィド架橋はCys 349およびCys 352(C17-C18)の間で形成されている、風疹E1抗原。

【請求項2】

抗原がペプチジル-プロリル-イソメラーゼクラスのシャペロンに融合されている、請求項1記載の風疹E1抗原。

【請求項3】

請求項1記載の風疹E1抗原をコードするヌクレオチド配列を含んでなる、風疹E1抗原をコードする組換えDNA分子。

【請求項4】

請求項3記載の風疹E1抗原をコードする組換えDNA分子であって、その上流に、ペプチジル-プロピル-イソメラーゼクラスのシャペロンをコードする少なくとも1つのヌクレオチ

ド配列が存在する、組換えDNA分子。

【請求項 5】

機能しうる形で連結された、請求項3記載の組換えDNA分子を含んでなる発現ベクター。

【請求項 6】

請求項5記載の発現ベクターで形質転換された、宿主細胞。

【請求項 7】

可溶性かつ免疫反応性風疹E1抗原融合タンパク質の製造方法であって、

a) 請求項6記載の宿主細胞を培養し、

b) 該融合タンパク質を発現させ、

c) 該融合タンパク質を精製し、

d) 該融合タンパク質を可溶性かつ免疫反応性コンホメーションヘリフォールディングさせる工程を含んでなる製造方法。

【請求項 8】

a) 体液サンプルを請求項1または2記載の風疹E1抗原と混合することにより免疫反応混合物を形成させ、

b) 該体液サンプル中に存在する該風疹E1抗原に対する抗体が該風疹E1抗原と免疫反応して免疫反応産物を形成するのを可能にするのに十分な時間にわたり、該免疫反応混合物を維持し、

c) 免疫反応産物の存在を検出することを含んでなる、単離されたサンプルにおける風疹に特異的な抗体の検出方法。

【請求項 9】

単離されたサンプルにおける風疹に対する抗体の検出方法における、請求項1または2記載の風疹E1抗原の使用。

【請求項 10】

請求項1または2記載の風疹E1抗原を含有する、風疹に対する抗体の検出のための試薬キット。